

「地域の農地と担い手を守り活かす運動」推進要領

平成23年4月策定

平成24年3月改正

1 趣 旨

本年は、農地法が制定されて以来、60周年を迎え、大きな節目であるので、農地法の趣旨について地域における普及啓発を図るとともに、農林水産省経営局長から通知された「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日付け、改正通知：平成22年12月22日付け）に基づき、農業委員会の事務の適正かつ円滑な実施に万全を期する必要がある。

他方、昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年が過ぎ、被災地では復興への歩みが始まったところであるが、国、県をはじめとする関係機関・団体の万全の対策のもとに一日も早い生活再建と営農再開に向けた活動を支援する必要がある。

また、国は、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を昨年10月に策定したところであり、県は、本年1月に県民計画の第2期アクションプランを作成し、「地域農業マスタープラン（東日本大震災の津波被災地にあっては「経営再開マスタープラン」。以下、人・農地プランという。）」を全市町村の全集落・地域において作成していただくこととしたところであるが、人と農地対策を主要業務としている農業委員会系統組織の積極的な参画と実践への支援が強く求められている。

こうした状況下にあって、農業委員会系統組織は、地域の農地と担い手を守り活かす運動を通じ、本会が農業委員会に対して発出した「農業委員会業務の更なるレベル・アップに向けて」（平成24年3月14日付け）の趣旨や内容を踏まえ、これまで以上に、農地法等の法令事務の透明性の確保と公平・公正な実施はもとより、農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成などの農業振興業務全般に亘って積極的な活動を展開するとともに、当該運動を大震災からの「復興運動」として位置づけ、内陸部と沿岸部の農業委員会相互の連携・協力のもとに組織の総力を挙げて取り組むものとする。

2 運動の目標

- (1) 新たな農地制度の適正かつ円滑な実施
- (2) 農業委員会の活動計画の策定及び点検・評価の実施
- (3) 遊休農地の発生防止・解消と農地の確保・有効利用
- (4) 担い手の確保・育成と農地の利用集積など経営確立の支援
- (5) 地域の実情を踏まえた建議・要請活動等の推進
- (6) 人・農地プラン作成への参画と実践支援

3 運動の主体

この運動は、市町村農業委員会と岩手県農業会議が一体となって進める。

4 運動の期間

運動の期間は、平成 23 年度から 25 年度までの 3 カ年とする。

5 運動の内容

(1) 新たな農地制度の適正かつ円滑な実施

① 新たな農地制度の着実な推進

農村現場において新たな農地制度の適正かつ円滑な実施を図るため、「農業委員会の適正な事務実施について（平成 21 年 1 月 23 日付け 20 経営第 5791 号農林水産省経営局長通知、平成 22 年 12 月 22 日付け 22 経営第 5333 号農林水産省経営局長通知）」や改正農地法等を踏まえ、農業委員等の理解を促進するための研修を実施するとともに、農業者等に対し集落座談会や農家相談、情報活動等を通じ、周知・徹底に努める。

② 農地法等の審議案件の透明性等の確保

農業委員会の総会や農地部会においては、審議の公平・公正・透明性の確保を図る。また、議事録を作成し、縦覧やホームページ等により公表を行う。

更に、議案審議における「調査書・意見書」については、作成のうえ提出し活用に努める。

③ 農業委員会の活動強化

農業委員会の活動を強化するため、農地制度実施円滑化事業等の活用による体制整備を図るとともに、活動内容や地域の実情等を外部にわかりやすく情報発信するなど、活動の「見える化」に努める。

④ 第 2 次地方主権一括法施行に伴い、農業委員会業務の円滑な執行を図るため属地と属人の農業委員会間の情報提供を行う。

(2) 農業委員会の活動計画の策定及び点検・評価の実施

農業委員会においては、毎年度活動計画を策定し、それに基づき実効性を確保するとともに、実施状況について、農業委員会での徹底した議論による点検・評価を行い次年度の活動計画に反映させる。

スケジュールとしては、毎年度 1 月～2 月にかけて点検・評価のうえ、それをもとに次年度の活動計画の検討を開始し 3 月末までにとりまとめて広く意見等を聴取するとともに、それらを踏まえ 5 月末までに策定する。

また、国の適正化通知にとどまらない農業委員会独自の活動を盛り込んだ全体的な活動計画の作成に努める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消と農地の確保・有効利用

① 農地パトロール等を通じた農地の有効利用

遊休農地の発生防止とその解消を図るため、「農地パトロール月間」を設定するなどにより、農地の利用状況や今後の意向等について調査・把握するとともに、それに止まらず、第 2 段階として個別に有効利用のための方策及び農地法第 30 条等に基づく措置を講ずる。

また、これらの取組にあたっては、耕作放棄地対策協議会等と連携し、効果的な推進を図る。

る。

② 農地制度の適切な運用

農地の確保と有効利用を図るとともに、秩序ある土地利用を確保するため、農地の権利移動や転用許可への適正な対応、農業生産法人への指導、さらには、農振法の周知など農地制度の適切な運用を図る。

また、納税猶予農地の適正化を図るとともに、指導等の結果について台帳で管理する。

(4) 担い手の確保・育成と農地の利用集積など経営確立の支援

① 担い手の確保・育成等への取り組み

農業従事者の減少・高齢化が急速に進む中で、個別経営体及び集落営農組織の確保・育成に重点的に取り組む必要がある。

このため、簿記記帳指導などによる経営管理能力の向上、認定農業者の経営改善計画の作成とその達成、農地基本台帳や農地情報のシステム化、農地利用集積円滑化団体との連携による担い手への農地利用集積などへの支援活動を強化する。また、集落営農の組織化、法人化を促進する。

② 新たなパートナーづくり

新規就農者や農業参入企業を「地域の新たなパートナー」として位置づけ、各種の相談活動や情報提供等により地域の担い手としての育成を図るとともに、地域農業の振興を図る。

③ 地域ぐるみの観点に立った支援活動の強化

遊休農地の解消、農地の有効利用さらには経営の高度化などの農地と担い手対策は、地域に根ざし、地域を重視した地域ぐるみでの取組が不可欠であるので、こうした観点に立った支援活動を強化する。

④ 農業者年金の加入推進

農業者年金は、担い手の育成と老後の安心を確保するうえで重要な制度であるので、その内容の周知を図るとともに、加入を推進する。

(5) 地域の実情を踏まえた建議・要請活動等の推進

① 大震災による被害の復旧・復興に向けた支援

被災対策を最優先として据え、被災農業委員会の業務支援を行うとともに、一日も早い復旧・復興に向けた国、県への要請活動を実施する。

また、内陸部の農業委員会においては、被災地農業委員会の活動をカバーする観点から活動の強化を図る。

② 行政への建議や意見の公表

認定農業者をはじめ、地域の農業者等との意見交換会等を実施し、地域課題やその対策についてとりまとめ市町村長等への建議や意見の公表を行うとともに、農業委員大会における政策提案へ反映させる。

③ 情報提供活動の強化

農業者の経営確立や農業委員会活動の「見える化」の一環として、全国農業新聞や全国農業図書の普及拡大のほか、農業委員会広報紙等を通じて情報提供活動の一層の強化を図る。

(6) 人・農地プラン作成への参画と実践支援

地域の農業者の公的代表として、また、地域段階の農業再生協議会の構成員として人・農地プランの作成に積極的に参画する。

なお、具体的な取り組みにあたっては、本会が発出した「地域農業マスタープラン等の作成と実践に向けた農業委員会系統組織の取り組みについて」（平成24年3月21日付け23岩農議第447号）のほか、県農業再生協議会及び県から別途通知される「地域農業マスタープラン等の作成と実践について」に基づくものとする。

6 運動の進め方

- (1) 農業委員会及び農業会議の業務は、全てこの運動に集約されるものであるので、毎年度策定される活動計画について、総会等で随時、点検・評価を行うとともに、農業委員の意見・提言を踏まえ、円滑かつ効果的な推進に努める。

また、農業委員活動の実効性を確保するため、「農業委員活動記録カード及び年度総括表の取扱について」（平成24年3月6日付け）を踏まえ、活動記録カードの記帳とその有効活用を図るものとする。

- (2) 農業会議においては、諸会議や研修会、巡回支援等を通じて、農業委員会活動の成果の確保のための取組を行うものとする。